

随意契約結果書

物品等の名称 及び数量	鶴望宿舎A棟B棟 屋根補修
契約担当官等の 氏名並びにその 所属する部局の 名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 佐伯河川国道事務所長 永 田 哲 也 大分県佐伯市長島町4丁目14番14号
契約締結日	令和 6年 7月 8日
契約の相手方の 氏名及び住所	谷川建設工業株式会社 大分県佐伯市常盤南町8番33号
契約金額 (消費税及び地 方消費税含む)	¥1,815,000-
予定価格 (消費税及び地 方消費税含む)	¥1,815,000-
随意契約による こととした理由	別紙のとおり
備 考	

随意契約理由書

1. 件名 鶴望宿舎A棟B棟 屋根補修
2. 履行場所 佐伯市鶴岡町2-3-39 鶴望宿舎A棟
佐伯市鶴岡町2-3-38 鶴望宿舎B棟
3. 随意契約の相手方 名称 : 谷川建設工業株式会社
住所 : 佐伯市常盤南町8番33号
電話番号 : 0972-22-2601
FAX番号 : 0972-22-7179
4. 随意契約適用法令
会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号
5. 当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由
 - 1) 当該業務の目的
鶴望宿舎A棟及びB棟の屋根破損箇所の補修を行うことを目的とする。
 - 2) 当該業務の内容
屋根の一部素材が落下したことを受け実施した屋根調査により鶴望宿舎A棟及びB棟の屋根の一部が破損や劣化していることが発見された。付近への第三者被害の恐れもあるため緊急で補修を実施するものである。
 - 3) 随意契約に付する理由
現在の状況を放置しておく、さらにスレート瓦が落下してくる恐れがあり第三者への人的被害が起きる可能性があるほか、破損箇所より雨漏り等の発生も考えられるため緊急的な対応が必要不可欠である。
今回の発注にあたり緊急的な対応が可能な業者を詮索したところ、上記業者のみが対応可能であった。
また、上記業者は別件で当該破損箇所にかかる調査を履行していることから、現地及び破損の状況にも精通している。
このため、上記業者と会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、随意契約を締結するものである。

(随意契約理由書作成者)
佐伯河川国道事務所
総務課長